

2 貿局第 241 号

平成 2 年 8 月 3 日 貿易局・基礎産業局・機械情報産業局

## 化学兵器の原材料となる可能性 のある要注意化学物質の輸出に ついて

1 近時、化学兵器問題に対する国際的な関心は、一層の高まりを見せており、ジュネーブにおける化学兵器禁止条約交渉、化学兵器原材料の輸出規制等に関する会合（いわゆる「オーストラリアグループ会合」）等において積極的な議論が展開されているところである。

また、本年 7 月に開催された第 16 回主要国首脳会議（いわゆる「ヒューストンサミット」）においても、かかる兵器の前駆化学物質の不法移転を防止するための努力を進めることが宣言されたところである。

我が国としては、平和国家としての立場を踏まえ、化学兵器の拡散を防止するため、これまで、チオジエチレングリコール、塩化ホスホリル等 50 物質の輸出を、外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令に基づき、通商産業大臣の許可に係らしめるとともに、化学物質の製造に係る技術指導及び化学兵器製造に流用の可能性のある設備の輸出について、関係者に対し十分注意を払うことを要請してきたところである。

2 今般、オーストラリアグループ会合において、新たに塩化チオホスホリル及びメチルホスホン酸ジエチルを化学兵器の原材料となる可能性のある要注意化学物質に追加することが合意された。通商産業省としては、これら 2 物質についても外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令に基づき、通商産業大臣の許可に係らしめる予定であるが、上記を踏まえ、輸出者等におかれでは、当面、これらについて引合いがあった場合は、最終仕向地、最終目的等を十分吟味するとともに、必ず当省基礎産業局化学製品課化学兵器等規制対策室に連絡をとり、慎重に対処されたい。

3 なお、外国に対する塩化チオホスホリル又はメチルホスホン酸ジエチルの製造に係る技術指導等については、平成元年6月3日付け元貿局第199号「化学兵器の原材料となる可能性の高い要注意化学物質、化学兵器製造に流用の可能性のある設備の輸出等について」2の(2)と同様に、また、塩化チオホスホリル又はメチルホスホン酸ジエチルを製造し、又は副生する設備の輸出については、平成2年3月8日付け2貿局第82号「化学兵器製造に流用の可能性のある設備の輸出について」2の(3)と同様に慎重に対処することとされたい。

(参考)

#### 化学兵器原材料の輸出規制等に関する会合の参加国

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、ドイツ連邦共和国、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノールウェー、ポルトガル、スペイン、スイス、連合王国、アメリカ合衆国